

概要版

プラン推進体制

本プランを効果的に活用していくためには、より多くの市民、事業者、各種団体の方にプランの内容を理解していただき、パートナーシップを確立し、協働で取り組むことが重要であり、本プランの内容について、広く周知する必要があります。

多岐にわたる各施策の推進については、庁内各部局が連携を図りながら効率的に進め、施策の進捗状況を定期的に検証し、進捗率がよくない事業については、その理由を調査し改善していく必要があります。

①プランの周知

●広報紙・ホームページ等による周知

広報紙に特集ページを掲載するほか、ホームページや各公共施設において閲覧できるようにするなどの周知を図ります。

●事業所・自治会等への周知

事業所・自治会等に本プランの内容について、プラン概要版など誰もが分かりやすい資料を用いて、周知を図ります。

②庁内推進体制の構築

●本巣市男女共同参画推進会議の開催

庁内における男女共同参画の推進組織として設置している「本巣市男女共同参画推進会議」を効果的に開催し、部局の連携を図ります。

③市各種行政計画との連携

◆市各種行政計画との連携

各施策については、総合計画をはじめとした各種行政計画と密接に関連しているため、それら計画との連携を図りながら実施します。

④進捗状況の検証

◆各施策の進捗状況の検証・改善

各施策の進捗状況を年度ごとに検証し、その結果を公表するとともに、進捗率がよくない事業については、その理由を調査し改善します。

⑤情報収集

◆要望等の募集

各施策の推進を図るため、ホームページなどにおいて市民等からの意見収集に努め、国・県の関係機関と連携を図りながら適切な対応を行います。

◆国・県計画や関係法令等の改正状況の把握

国・県計画や「男女共同参画社会基本法」など関係法令の改正状況を常に把握し、必要に応じてプランの見直しを行います。

第4次本巣市男女共同参画プラン

令和5年3月

本巣市企画財政課

〒501-1292 岐阜県本巣市文殊 324 番地

TEL 0581-34-5024 FAX 0581-34-3273

URL <https://www.city.motosu.lg.jp>

男女共同参画社会とは？



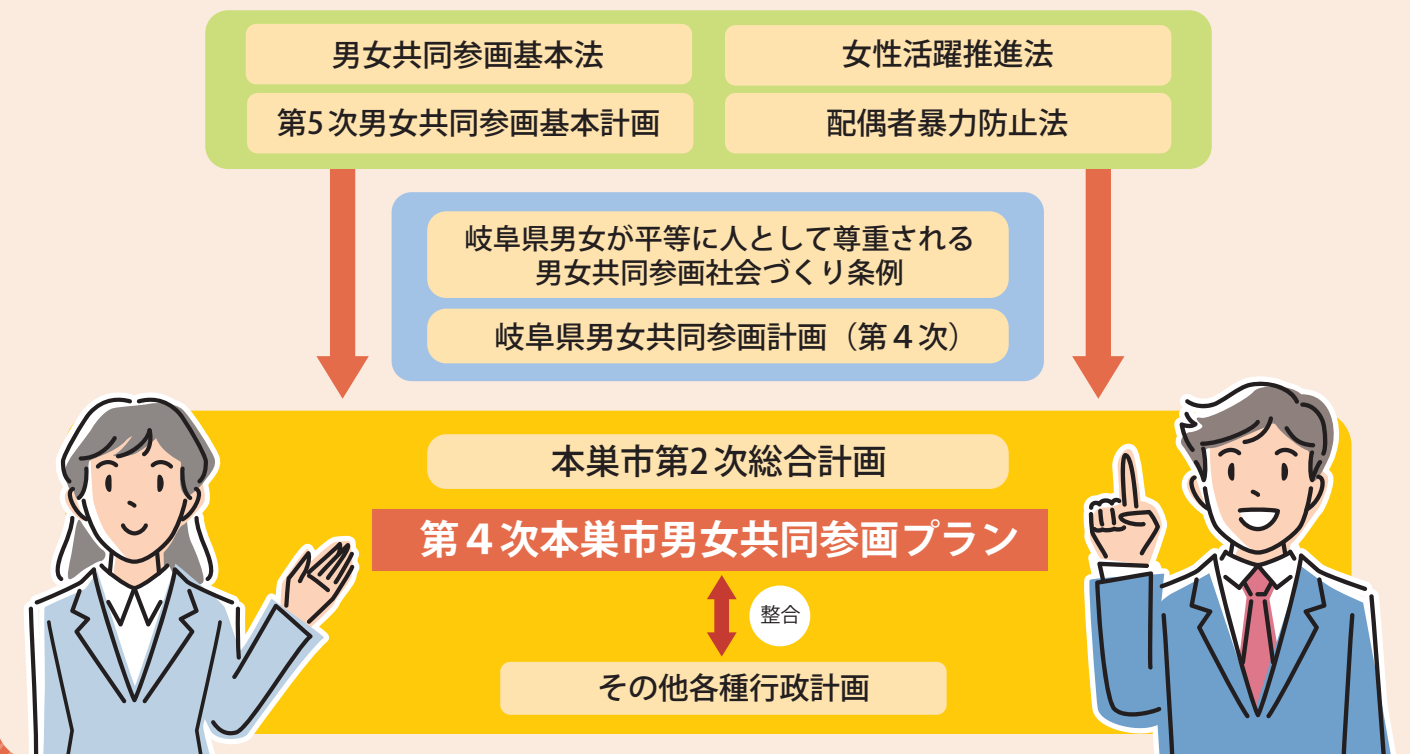
男女がお互いに尊重し合い、職場、学校、家庭、地域などの社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことができる社会をいいます。

プラン策定の趣旨

本市では、平成16(2004)年2月の町村合併以降、3次にわたる男女共同参画プランを策定し、男女共同参画社会の実現に向け様々な取組を進めてきました。こうした中、平成29(2017)年度から取組を進めてきました第3次本巣市男女共同参画プランが、令和4(2022)年度で計画期間の終了を迎えることから、本市の現状や社会情勢の変化などを踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取組をさらに強化・発展させていくため、新たに「第4次本巣市男女共同参画プラン」を策定するものです。

プランの位置づけ

このプランは、男女共同参画社会基本法に定める市町村男女共同参画基本計画であるとともに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に定める市町村推進計画及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に定める市町村基本計画を兼ねるものとして、また、国や県の計画、市が定める各種行政計画との整合を図っています。



本巣市

基本理念

このプランでは、男女共同参画社会基本法の基本理念や岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例の基本的な考え方に基づき、**男女がともに参画し、能力が発揮できるまち**という基本理念を設定して、男女共同参画社会の実現を目指します。

プランの体系

基本理念

基本目標

基本方針

施策の方向

男女がともに参画し、能力が発揮できるまち

意識を変える
1 男女共同参画社会を目指した意識づくり

(1) 人権の尊重と男女共同参画の意識啓発

- ①男女共同参画の理解を深めるための広報・啓発活動の推進
- ②多様な性や人権を尊重する意識の啓発
- ③男女共同参画に関する情報収集と情報提供

(2) 固定的な役割分担意識の点検・見直し

- ①性別による固定的な役割分担意識の見直し
- ②性差別につながらない表現の意識啓発

(3) 多様な生き方を尊重する教育・学習の充実

- ①学びの場における男女平等教育の推進
- ②家庭・地域における男女平等教育の推進

(4) 国際的な協調と貢献

- ①国際社会の一員としての男女共同参画の推進

(1) 女性の職業生活における活躍の推進
【本巣市女性活躍推進計画】

- ①女性の希望に応じたキャリアアップ支援
- ②女性の就業機会の拡大
- ③女性が活躍できる環境づくり

場を広げる
2 誰もが活躍できるまちづくり

(2) 社会のあらゆる分野への男女共同参画の推進

- ①政策・方針決定の場への女性の参画拡大
- ②働く場における男女共同参画の推進
- ③家庭における男女共同参画の推進
- ④農林業・商工業等の自営業における女性の参画推進
- ⑤地域活動における男女共同参画の推進

(3) 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進

- ①防災施策への男女共同参画の視点の導入

(1) あらゆる暴力の根絶
【本巣市DV防止基本計画】

- ①DVの防止及び被害者支援
- ②セクシュアル・ハラスメントの防止及び被害者支援

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

- ①ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発
- ②働き方改革の取組の推進
- ③男性の家事・育児・介護への参画促進

環境を整える
3 誰もが安心して暮らせるまちづくり

(3) 誰もが安心して暮らすための社会的支援

- ①子育て支援・保育サービスの充実
- ②介護サービス等の充実
- ③高齢者・障がい者の自立支援
- ④生活上の困難に直面する男女への支援

(4) 生涯を通じた健康支援

- ①包括的な健康支援のための保健・医療の充実
- ②心身の健康づくり



このプランの期間は令和5年度～令和11年度までの7年間です。必要に応じて、内容の検討と見直しを行います。